

同行援護従業者の資格要件の取扱いについて

1. 同行援護従業者の資格要件（次の①～③のいずれかに該当する者）

- ① 同行援護従業者養成研修一般課程（相当すると知事が認めた研修を含む）の修了者
（ただし、居宅介護の従業者要件を満たす場合、平成30年3月31日までは①の要件を満たしているものとみなす（経過措置））
- ② 居宅介護従業者の要件を満たす者で、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇）に1年以上従事した経験を有する者
- ③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

2. 同行援護サービス提供責任者の資格要件（次の①かつ②、または③のいずれかに該当する者）

- ① 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、あるいは2級課程修了者であり3年以上介護等の業務に従事した者
- ② 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程（相当すると知事が認めた研修を含む）の修了者（ただし、①の要件を満たす場合、平成30年3月31日までは②の要件を満たしているものとみなす（経過措置））
- ③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

3. 同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると奈良県知事が認める研修

- (1) 廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- (2) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日付厚生労働省告示第538号）第1条第16号に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修
- (3) 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）

4. 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当すると奈良県知事が認める研修

- (1) 社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修